平成２４年（フ）第３５号
三重県鈴鹿市末広南１丁目９番26号
債務者　児玉　昭次
1　決定年月日時　平成24年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４５号
三重県亀山市能褒野町66―11　グリーンフィールドＣ―２
債務者　林　　浩二
1　決定年月日時　平成24年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４６号
三重県鈴鹿市西条８丁目64番地　２階２Ｅ
債務者　知花　末広
1　決定年月日時　平成24年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２９号
福岡県みやま市瀬高町文廣572番地１　みやまセントーサ浬奈210号室
債務者　荒川南津子
1　決定年月日時　平成24年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第１４４号
大分市大字小池原801番地の１市営１Ａ５―144
債務者　繁野　親男
1　決定年月日時　平成24年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５５号
宮崎県延岡市富美山町338番地61
債務者　板井亜矢子
1　決定年月日時　平成24年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第６６号
宮崎県延岡市日の出町２丁目４番地２
債務者　高市　啓子
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第４４３号
岩手県下閉伊郡山田町飯岡第10地割５番地９
債務者　佐藤　吉男
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第４４４号
岩手県下閉伊郡山田町飯岡第10地割５番地９
債務者　佐藤　博子
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１１１号
愛知県江南市飛高町門野100番地
債務者　遠藤　和子
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１０１号
富山市五番町４番７―403号　セントラルパレス
債務者　廣野　昌子
1　決定年月日時　平成24年５月１日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５３号
広島県福山市津之郷町大字津之郷386番地２都ヴィレッジＢ202
債務者　藤村　和志
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第７１号
広島県福山市新市町大字相方2337番地
債務者　広谷　友彦
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第７２号
広島県福山市新市町大字相方2337番地
債務者　広谷　理佐
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第５１３号
愛知県常滑市千代ケ丘２丁目158番地　ＳＵＮＮＹＰＬＡＣＥⅡ102号
債務者　尾之内陶器こと　尾之内昇平
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２６２号
北九州市八幡西区上の原２丁目２番58号ステラ上の原Ⅱ205号
債務者　川末　麻美
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４９号
鹿児島県曽於市大隅町須田木1851番地、前住所鹿児島県霧島市隼人町神宮３丁目３番７号園田アパート201
債務者　中須　真吾
1　決定年月日時　平成24年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第５０号
山口県周南市清光台町２番18号
債務者　新庄美智子
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
山口地方裁判所周南支部